

# 創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大	..... 1
2 - 酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する要件緩和・見直し	..... 1
3 - 法人の電子申告フォームの簡素化	..... 2
4 - 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化	..... 2
5 - 郵便・信書便制度の抜本的な見直し	..... 3
6 - 非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	..... 3
7 - エレベーターの煙感知器点検口におけるスイッチ等の設置規定の緩和	..... 4
8 - 都市再生特別地区における容積率の最高限度の下限の緩和	..... 4
9 - 借地借家法における正当事由制度の見直し	..... 5
10 - 大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和	..... 5
11 - 建築基準法旧第38条大臣認定(耐火・避難)取得建築物の現行法上の取扱い適正化	..... 6
12 - 各戸引込線における道路占用申請を免除する通達(国道利第42号通達)の適用条件の緩和	..... 6
13 - 各戸引込線における道路占用申請を免除する通達の適用外となる場合の共架事業者に係る書類の簡素化	..... 7

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	2月10日	3月18日	第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大	<p>【先の回答に対する再提案の内容】 第二種旅行業ではなく、第三種旅行業が取り扱う企画旅行の実施範囲の拡大を改めて求める。なお、第三種旅行業が取扱う募集型企画旅行(パックスツアー)の実施範囲を現在の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大する際に、営業保証金額・基準資産額の引き上げについて考慮する必要があるとするならば、引き上げの幅とその算定根拠を示されたい。</p> <p>【提案理由】 地域の事業者が提供する着地型旅行商品の魅力を高めるため。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
2	2月10日	3月18日	酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する要件緩和・見直し	<p>【先の回答に対する再提案内容】 通信販売酒類小売業免許において全ての酒類の通信販売を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 財務省回答に「酒類の需給の均衡の維持」とあり中小酒類小売業者の保護を謳っているが、これまでの規制緩和の流れの中で幾度となく需給調整的な参入規制の廃止が閣議決定されており、また、酒販業界における既得権益保護は自由競争を阻害するものであることから、取扱酒類の制限を撤廃し健全な市場活性化を図るべきである。 また、同回答に、「未成年者の飲酒防止」との指摘があるが、既に通信販売酒類小売業免許要件において「未成年者で無いことを確認できる手段を講ずる」事とされており、これに対応することにより飲酒防止策を講じている。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	2月10日	3月18日	法人の電子申告フォームの簡素化	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>1. 中小企業が政府からの簡易変換ツールを利用することが難しい理由が考えられます。</p> <p>2. 現在、XBRL以外にも省庁にて受け付ける申告方法があります。「申告方法の緩和」、「電子申告の促進」という2つの観点から、既存決算書(CSV形式などの簡易フォーマット)での申告について受け入れの再考をご検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>■上記1. について</p> <p>① 既に、変換機能を有する市販会計ソフトはあるものの、電子申告の利用率は低い状況。XBRLの利用が進まない原因には、『XBRLの辞書(タクソノミ)』と、『会計ソフト(既存決算書)』の勘定科目の不整合などが考えられます。政府からツールを提供しても、中小企業はXBRLと会計ソフトの勘定科目を括り付ける設定作業をしなければならず、中小企業側の負担軽減は限定的になると考えられます。</p> <p>② ツール導入をする会計ソフトの動作環境が多岐にわたる 中小企業向け会計ソフトは、提供方法(パッケージ、クラウドなど)、開発言語ともに多種多様です。政府提供ツールがすべての企業の動作環境に対応することは、難しいものと思われれます。</p> <p>■上記2. について</p> <p>個人事業者は、決算書を独自XMLフォーマットで申告することが容認されています。紙申告の場合には、市販会計ソフトで作成・印刷した既存決算書の提出が容認されており、多数の中小企業が紙申告をしています。従って、申告方法を緩和、市販会計ソフトで作成・保存したCSV形式等ファイルの提出を容認することは、現状実務として受け入れ易いものと考えられます。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省
4	2月10日	3月18日	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>②「企業に対する課税通知書の電子化」については、平成27年9月より前に対応するよう、望みます。</p> <p>③「個人への課税額通知方法の統一」については、紙で行われている間は様式を「ハガキ圧着式」へ変更するよう、望みます。(マイ・ポータルの機能での検討では実現が相当先になってしまうため)</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理の負担軽減と効率化</li> <li>・個人情報の保護強化</li> </ul>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	2月10日	3月18日	郵便・信書便制度の抜本的な見直し	<p>【先の回答に対する再提案内容】  信書の定義そのものを外形基準に基づいて定めることが困難であるとの見解があることは理解されるところ、信書のうち、日本郵便株式会社と総務大臣の許可を得た一般信書便事業者しか送達することができないとされている「信書」の範囲を、諸外国のように外形基準に基づいて定めるべきである。</p> <p>【提案理由】  郵便法第67条では、信書のうち定形25g以内の信書の料金について、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること」と定めており（一般信書便事業も同様）、ユニバーサルサービスの提供における最重要な領域を外形基準で定めていると理解できる。したがって、この考え方をもとに、信書のうち、ユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な範囲として、日本郵便株式会社と総務大臣の許可を得た一般信書便事業者しか送達することができない「信書」の範囲を、諸外国のように外形基準に基づいて定めることで、郵便法違反の罰則が適用される範囲を誰にでもわかるようにすることは十分可能であると考えます。また、いわゆる信書便法では、附則第3条において、政府は、この法律の施行から5年が経過した段階で、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと定められている。</p>	（一社）日本経済団体連合会	総務省
6	2月10日		非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	<p>【先の回答に対する再提案の内容】  機械室なしエレベーターが市場の大半を占めていることを鑑み、平成26年度中を目途に結論をいただきたい。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	2月10日	3月18日	エレベーターの煙感知器点検口におけるスイッチ等の設置規定の緩和	<p>【先の回答に対する再提案内容】 エレベーターの動力を切るスイッチの設置について、国土交通省の回答の趣旨を御指導いただきたい。</p> <p>【提案理由】 ご指摘の通り、点検口の施錠装置の必要性は理解。一方、エレベーター(かご)の動力を切るスイッチに係る規定はないとの指摘について、国土交通省が監修され、実質的な運用基準となっている「昇降機技術基準の解説 2009年版」の中では、「昇降路に点検口を設ける場合は、点検口にスイッチ及び錠を取り付けるなどの措置を行い、戸が開いた時にエレベーターの動力を切り、動かないようにすること。」とされている。スイッチに係る規定について、国土交通省の趣旨が徹底されるよう、本解説書の改定を含め対応いただきたい。</p> <p>なお、かごの上で昇降機の保守作業を行う場合には、頂部すき間を1.2m以上確保した位置でかごを停止させるリミットスイッチ(頂部安全確保スイッチ)を設けることが必要とされている。これは保守作業をする下限の規定だが、上限の規定がないために、点検口がかごが到達しないような位置(例えば、かごの最高到達点から5m上)にあっても、動力を切るスイッチを設置しなければならず、その場合、かごの上にはしごを設置しての作業になるなど、保守作業が大変危険となっている。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
8	2月10日	3月18日	都市再生特別地区における容積率の最高限度の下限の緩和	<p>【先の回答に対する再提案の内容】 エリア全体で獲得した容積を有効に使うため、街区ごとの容積配分について、自由度を高めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 都市再生特別地区において、複数街区での開発を行う場合、街区ごとではなくエリア全体で様々な公共貢献を行い、容積ボーナスを得ている。民間開発においては効果(利益)の最大化を目指すため、公共貢献による容積ボーナスを得た場合、容積を出来る限り消化する計画をたてる。よって、獲得した容積を使い余す計画は取りづらく、400%の容積率が設定された場合は400%使い切る計画となる。</p> <p>一方、街の魅力向上のためには低層建物や空地だけの街区を作ることもあり、そのメリハリができることによって都市に豊かさや潤いが形成されるものと考えている。エリア全体で獲得した容積を有効に使うため、街区ごとの容積配分について、より自由に計画できるよう規制緩和を要望するものである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	2月10日	3月18日	借地借家法における正当事由制度の見直し	<p>【先の回答に対する再提案の内容】 借地借家法における正当事由制度について、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発の認定等を正当事由とするよう再検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】 正当事由制度は賃貸人・賃借人との間の適切な利害調整を図るものであり、慎重に検討する必要があると指摘いただいたが、賃貸人の中には、賃借人の明渡しが実現するまでに多くの時間とコストを要することを憂慮し、建替えを実施する意向があるにもかかわらず、現存する建物の大規模修繕をやむなく選択することがある。その場合、建物倒壊やそれに伴う賃借人の人的被害等为了避免するため、現存の建物について多額の大規模修繕費用の支出を余儀なくされ、修繕後の賃料等では投資が回収できないことも少なくない。また、賃貸人の中には、大規模修繕すら断念しているものもあり、この状況が続くと、老朽化した建物が増加することが懸念される。また、正当事由の有無を判断するに当たって、個々の具体的事例に即して、適切に考慮されていると指摘いただいたが、現行法の正当事由の要件は抽象的なものにとどまっており、物理的・社会的に建替えの必要がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃貸人・賃借人間に見解の相違が生じ、長期の交渉を強いられている。特に、建替決議・法定再開発の認可については、一定の法的手順に基づき決定された事項であり、正当事由の有無の判断材料として明確化されていないことは、円滑な市街地更新の推進の妨げとなっている。最終的に裁判での解決を余議なくされることも少なくなく、負担する時間、金銭等のコストが過大なものとなっている。そこで、建物老朽化、耐震性能不足が正当事由の判断要素に含まれることを法律等で明らかにすれば、予見性が高まるとともに、賃貸人・賃借人間の交渉期間や裁判における審理期間の短縮につながる事が考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省
10	2月10日	3月18日	大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和	<p>【先の回答に対する再提案の内容】 大規模集客施設の立地可能用途地域に工業地域を含めるよう、再検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】 特に、産業構造の転換に伴い、工業地域に大規模集客施設を立地するニーズが多く存在しているが、用途地域の変更、開発整備促進区の指定については行政協議に非常に多くの時間を要している。工場跡地等の利活用を促進していく観点から、「規制・制度改革に係る方針」で指摘されている通り、「とりわけ工業地域」を大規模集客施設の立地可能用途地域に含めていただきたい。また、現在実施中の検討スケジュール・具体的なアウトプットについても開示いただきたい。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	2月10日	3月18日	建築基準法旧第38条大臣認定(耐火・避難)取得建築物の現行法上の取扱い適正化	<p>【先の回答に対する再提案の内容】</p> <p>検証・規定見直しを進めているとのことであるが、該当する物件の数が多いことから、迅速な対応を要望したい。また該当資産保有者は、修繕計画の立案に迫られていることから、検討スケジュールの開示を強く要望したい。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
12	2月21日	3月18日	各戸引込線における道路占用申請を免除する通達(国道利第42号通達)の適用条件の緩和	<p>「本線又は分岐装置から各戸に引き込むための軽易な電線(以下、架空引込線)」については、国交省通達42号において、本線に附属するものとして占用申請を免除されているところです。効率的な通信インフラ整備や客に対する迅速かつ円滑な光ファイバサービスの提供を実現するために、当該通達の下記適用条件について、緩和していただきたいと考えます。</p> <p>i)「道路を横断しないこと」</p> <p>「道路の路面幅員の中央部を横断しないものであること」とあり、現状、道路を横断するすべての物件が当該通達適用外となっているところです。</p> <p>効率的な通信インフラ整備、客に対する迅速かつ円滑な光ファイバサービスの提供を実現する観点から、例えば、道路の幅員が小さく、交通量の少ない道路や既存のケーブル(他社ケーブル含む)がすでに道路横断している区間における引込線については、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞は少ないと考えられることから、必要に応じて、本線に附属するものとして取り扱い、道路の横断を可能とするようにしていただきたいと考えます。</p> <p>ii)「占用許可区間を延伸しないこと」</p> <p>「占用許可を要する本線を道路内で事実上延伸していると認められるものでないこと」とあり、現状、幹線から延伸した引込線は当該通達適用外となっています。光ファイバのサービスは本線に沿った箇所において提供していますが、必ずしも本線沿線の客に引き込むだけとは限らず、本線終端部分周辺の客も引込の対象となります。本線と引込線を効率的に敷設するためには、本線終端部分から各戸までの引込線を本線終端部分(ケーブル分岐箱)から設置する必要があります。</p> <p>効率的な通信インフラ整備、客に対する迅速かつ円滑な光ファイバサービスの提供を実現する観点から、例えば、引込線全体平均距離(約200m)程度までの当該引込線については、本線に附属するものとして取り扱っていただきたいと考えます。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	2月21日	3月18日	各戸引込線における道路占用申請を免除する適用外となる場合の業者に係る書類の簡素化	<p>引込線について、他社電柱に共架し敷設する場合、他社電柱への共架条件をクリアした上で、電柱所有者の電柱や電線の占用申請とは別に、共架事業者は道路占用申請を行う必要があります。</p> <p>電柱所有者の共架条件は、既に電柱所有者が占用手続きを実施した箇所に、共架場所や共架物件の構造の提示を要することや、共架ポイントが6.4m、6.7mと限定されていること(道路法施行令で定める地上高5m以上は必ず確保されている)等、道路占用許可条件に従属しています。</p> <p>そのため、道路占用条件は一定程度クリアしており、占用場所等の詳細についても既に道路管理者が情報を保有していることも踏まえると、効率的な通信インフラ整備、客に対する迅速かつ円滑な光ファイバサービスの提供を実現する観点から、手続きに係る書類を申請書(鑑)、ケーブルの素材構造図、ケーブルの敷設場所、占用料算出に必要な書類のみとし、その他の書類は不要としていただきたいと考えます。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省